

【読楽】026 「寺子往来」を読む * 読楽箇所=寺子教訓書(全文)ほか

『寺子往来』の概要

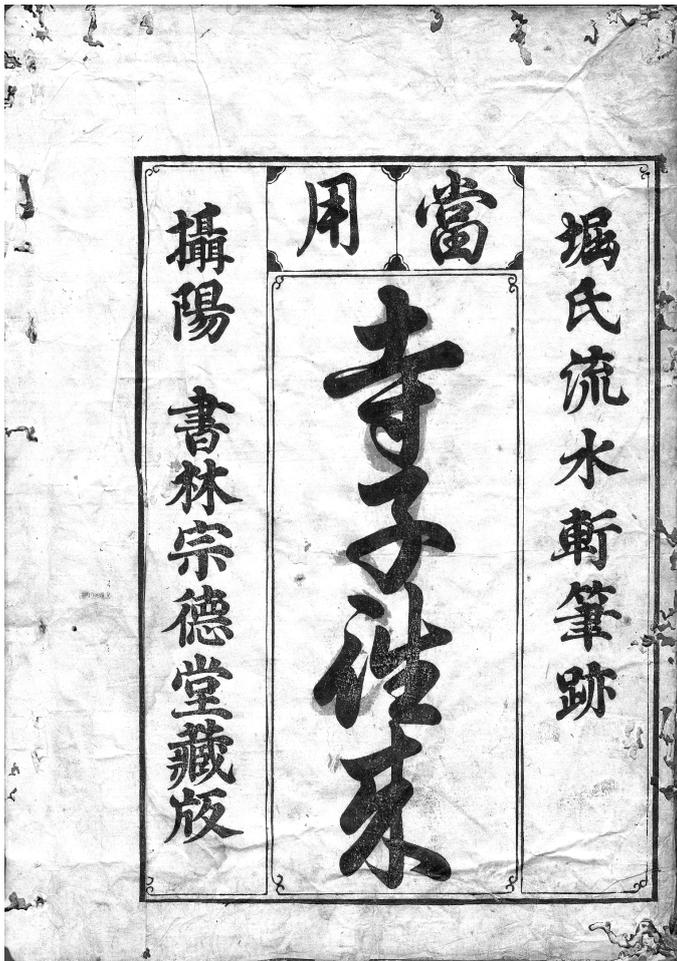
〔堀氏〕寺子往来〔〈当用〉寺子往来〕 * 外題と内題で角書が異なる。

【判型】大本1冊。収録順に縦264・256耗。

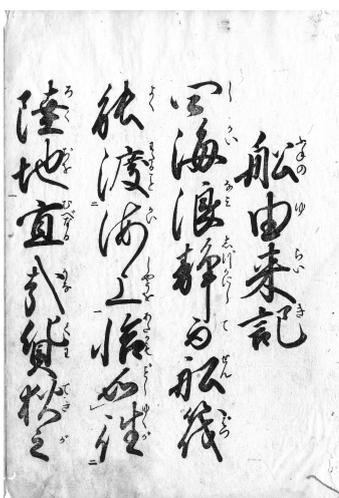
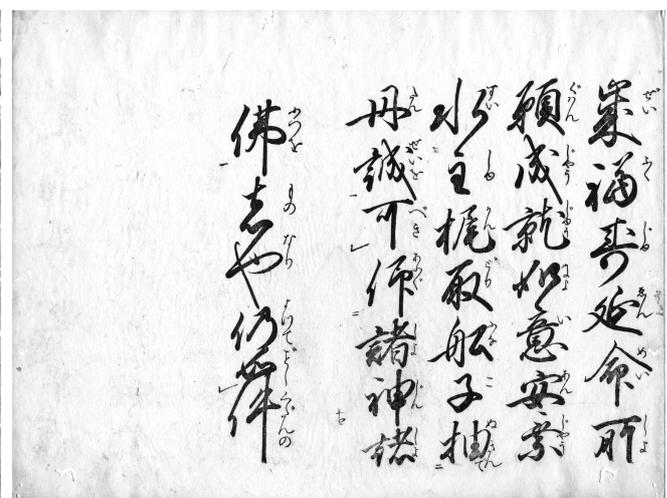
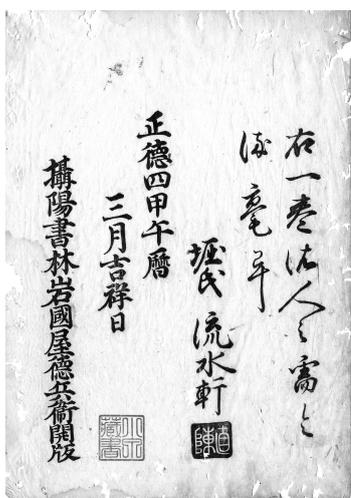
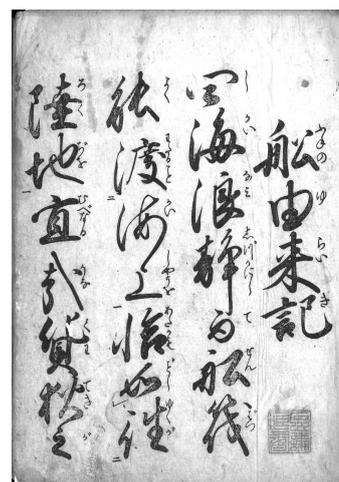
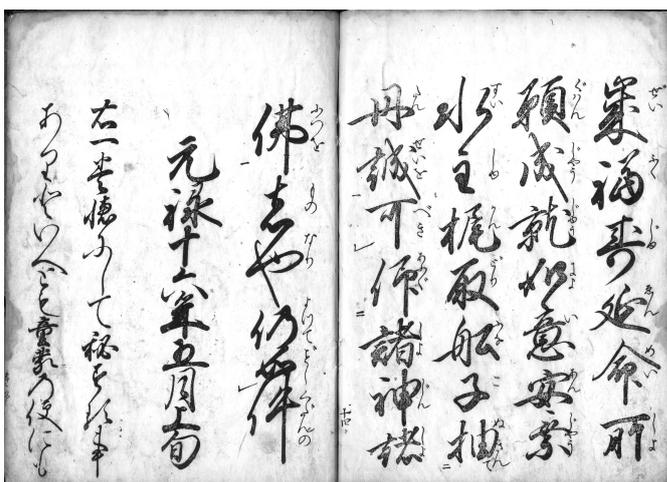
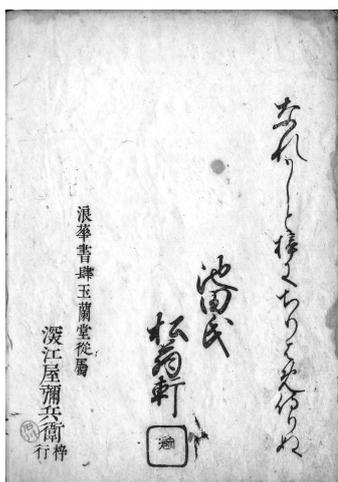
【作者】堀流水軒(直陳)作・書。

【年代等】宝永2年(1705)6月作。正徳4年(1714)3月刊。〔大阪〕岩国屋徳兵衛(宗徳堂)板。

【備考】本書は、①用文章(消息例文)、②証文類(活券状・預り証・諸請状)、③船由来記、④寺子教訓書から成る往来物(諸本によって収録順序が多少異なる)。『商売往来』の作者として有名な京都の書家・堀流水軒が著わした合本科往来。本文を大字・4行・付訓で記す。以上のうち、④寺子教訓書は後世に大きな影響を与え、その後これを原型として寛政元年刊『通俗教訓往来』など多くの往来が生まれた。「抑書筆之道者、人間達万用之根元也。無筆之輩者、得盲者之名、不異木石・畜類。一生之苦、老後之悔以何可喻之哉(そもそも書筆の道は、人間万用を達するの根元なり。無筆の輩は、盲者の名を得、木石・畜類に異ならず。一生の苦しみ、老後の悔やみ何を以てこれに喩うべきや)…」と起筆して、手習い修行中の態度を中心に、日常生活に必要な行儀作法一般にも言及する。なお、③船由来記は元禄16年(1703)刊『船由来記』と同板だが、元禄板の筆者には「池田氏松翁軒」とあるため、堀流水軒筆ではないと考えられる(次頁写真)。



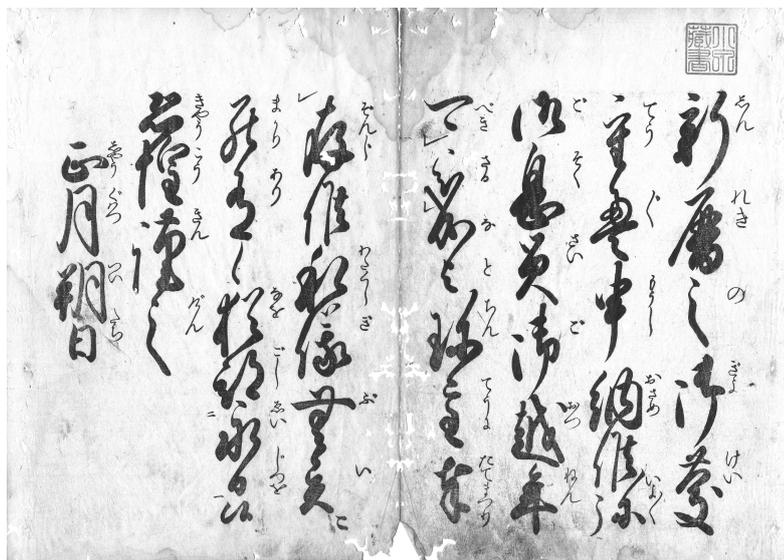
元禄16年板『船由来記』と正徳4年板『寺子往来』所収の「船由来記」



『寺子往来』を読む

①用文章（消息例文）*冒頭2通

新暦の御慶重 豊申し納め候。
 弥 御息災御越年成被可きと
 珍重に存じ奉り候。
 私儀無異に罷り有り候。
 猶、永日を期し候。 恐惶謹言
 正月朔日



漸 花盛りの由、伝え聞き候。
 今日遊覧に思し召し立たせられ間敷く候哉
 御報次第に御供 仕る可く候。
 弁当の儀、是自り持参申し付く可く候。 不具
 二月二十八日

②証書類 (沽券状・預り証・諸請状) *「沽券状」と「請状(奉公人請状)の事」の2通

家屋敷沽券状之事

一、何町何丁目南側
 東隣誰殿
 西隣誰殿
 表間口三十八間也。
 裏行二十間二尺也。
 此代銀何十貫目に定、
 右之通、銀子請取、
 家屋敷共に売渡申所、
 実正明白也。



万一、此家屋敷に付、
 已後違乱妨げ申す者之在らば、
 此加判之面々罷出、急度申分可く候。
 後日の為、沽券状、依って件の如し。

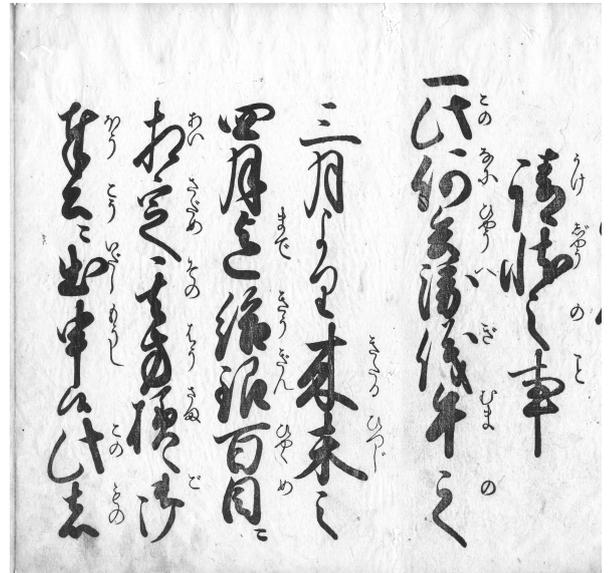
売主

年号月日

五人組

年寄

何屋誰殿



請状之事

一、此何兵衛儀、午之三月より来たる未之四月迄
 給銀百目に相定、其方様へ御奉公に出し申し候。
 此者慥か成る者故、請人に立ち申し候。
 尤も御法度之切死丹之儀は申すに及ばず、
 転びにても御座無く候。
 宗旨は代々浄土宗、則ち寺請取進じ候。
 万一、此者取逃、欠落、
 金銀引負等 仕り候わば、
 我等罷出、相弁え申す可く候。
 其時一言子細申す間敷く候。
 後日の為、依って件の如し。

③船由来記 * 冒頭部および末尾

船由来記

四海浪静かにして船筏能く海上を渡ること、恰も陸地を往くが如し。

宜なる哉、貨狄之謀。

抑も我が朝船の発りは、人皇十代、崇神天皇の御宇従り初まり、

庚子十七載夷則朔日、大臣に詔して舟を造らしむ。

同じく孟冬の比、諸国の船成る。

忝くも舟玉神は、深位如来なり。艦に立って在すれば、観世音菩薩。

舳に立って在すれば、本地大日円満覚者。笈に立って在すれば、本地不動明王。

胎蔵界は檣に在す。本地地藏金剛覚者。普賢楫を取れば、文殊柁檣に在す。……

船印は観音丸、住吉丸、飛龍丸、余は船主の好みに依って名付くる也。

所謂丸の事、舟は十二枝を以て之を造る。支干元丸かにして、其の内従り長短の恰合出ざる故、丸と号く。実に以て七珍万宝悉く掌の裏に在り。

千秋万歳、福寿延命、所願成就、如意安乗。水主、梶取、船子丹誠を抽んで諸神・諸仏を仰ぐ可き者也。依って件の如し。

船由来記

【作者】池田松翁軒(池田松斎)作・書。【年代】元禄16年(1703)書・刊。【大阪】深江屋弥兵衛板。【分類】産業科。【概要】異称『船方往来』。大本1冊。日本の船の濫觴と船の守護神、船体各部の名称、船大工諸道具や心得について述べた往来。本朝の船が崇神天皇の時代に初めて作られたことから書き始め、船舶の各部があらゆる神仏に守護されていること、船頭が吟味すべき船体の要所、船大工の道具の由来(曲尺は阿弥陀仏に由来し、墨斗は大日如来の化身であるというように仏説中心の記述)、船舶用材、船印と「〇〇丸」の名称の意義などを順々に述べ、最後に船に関わる者は心から諸神諸仏を仰ぐべきことを諭す。本文を大字・4行・付訓で記す。本書は後に堀流水軒作『堀氏寺子往来』中に合綴されたが、筆者・池田松翁軒の名が抹消された。なお、本書の改題本に『船方往来』(ただし安政頃刊『船方往来』とは別内容)があるが、こちらは寛政12年(1800)刊『寺子教訓諸職往来』中に収録。(小泉)【所蔵】謙堂・国会・都立中央・三次市図(写本)ほか



④寺子教訓書 *全文

寺子教訓書

書筆の重要性

抑も書筆の道は、人間万用を達するの根元なり。
 無筆の輩は、盲者の名を得、木石・畜類に異ならず。
 一生の苦しみ、老後の悔やみ、何を以て之に喩うべき哉。
 此の故、第一、幼少より、貴賤に限らず手習う事、宜なる哉。

和漢の入学年齢

異国に於いて、人生まれ八歳の時、初めて小学門に入る。
 本朝凡そ九歳、十一歳より手跡入学、世の風俗なり。

寺入り後の心得

漸童子寺入の後は、長敷く友達鬪諍、相撲、腕押、枕引、
 一切悪敷き遊び戯れ、随分相慎むべき也。

出発・帰宅時の挨拶

早天朝起き、手水、髪を結び、手習所に赴く時は、父母に対し告げ知らせ、
 又、帰宅の節、同事為るべし。

寺子屋での学習態度

先ず、机に向かい、墨を摺り、心を静め、気を調べ、相弟子の交わり無礼を働かず、
 慇懃にして寺式法の趣き相背かず、稽古其の定め有るの内、相守るべし。
 人十字を写さば、百字を学び、手本の字形、清書の直し能々相考え、
 筆仕速からず遅からず、鍛錬工夫を廻らし、これを習うべき也。

無精者の傾向

無情（精）者の癖として、或いは居眠り、筆の管（軸）を噛え、
 高咄、大笑、障子を破り、柱を穢し、壁を崩し、度々湯茶を好み、
 立居或いは問わず語り、告口、差出口、根問、陰言、詞咎め、
 其外、謀計・虚言を以て我身の悪を掩い、却って人の非を改め、
 師の掟を欺き、兄弟子の差図を用いず、氣随・我俣而已時刻を移し、
 不稽古・悪行の為業、心有るの児童、身を省み恐るべし、恐るべし。
 惣じて何に依らず売買、遣り貰い、遠慮尤も也。

文具の扱いと登下校時の心得

筆・墨・紙放埒無く、白紙反古等まで剪り割き、費えを成す儀然るべからず。
 墨翻さず、硯箱・文庫の内散乱無く、奇麗に取置き、
 往来の道筋、走らず、狂わず、神妙たるべし。

一生を決める幼時の行いと、幼時の志

若年よりの所行に依って成長已後の人柄相顕るるの間、
 此の恥を思い、右述ぶる所の善悪、常々分別・得心有るべき事、肝要なり。

筆学林に於いて徒に光陰を送り、手跡執行油断せしめ、其上身持ち不埒にして、
 諸人の憎みを受け、師の名を汚し、親の恩を忘る不覚悟の輩は、偏に偏に口惜しき次第也。
 只一日片時怠り無く、気根を尽くし、行儀を嗜み、世の誉れ、身の徳を求むべき也。
 依って教訓書件の如し。

宝永二暦六月中旬

右一卷、人の需めに依り、毫を染め畢ぬ。

堀氏 流水軒 [直陳]

〈寛政新撰〉通俗教訓往来

【作者】勝耕徳書。【年代】寛政元年(1789)刊。【江戸】花屋久治郎板。また別に【江戸】岩戸屋喜三郎板あり。【分類】教訓科。【概要】異称『教訓往来』『寺子教訓往来』。中本1冊。正徳4年(1714)刊『堀氏』寺子往来』所収『寺子教訓書』の本文(準漢文体)を漢字・仮名交じり文に改めたもの。ただし、内容の一部に削除または増補が見られる。特に寺子屋内での礼儀や学習態度については記述がより詳しくなっている。寛政板は本文を大字・5行・付訓で記す。頭書に「天満宮信心鈔」「五節句之略由来」「妙薬調法記」「入学吉凶の占」、巻頭に「元覚の故事」「四季之異名」「五性名頭之文字」、巻末に「願成就日」「不成就日」「雷除之文」等の記事を載せる。以後、幕末までに付録記事や体裁の異なる異板が数種登場したほか、本文を大幅に改編した『男女教訓書』等の往来物も生まれた。(小泉)【所蔵】謙堂・小泉・東大・玉川大・都立中央・江森ほか

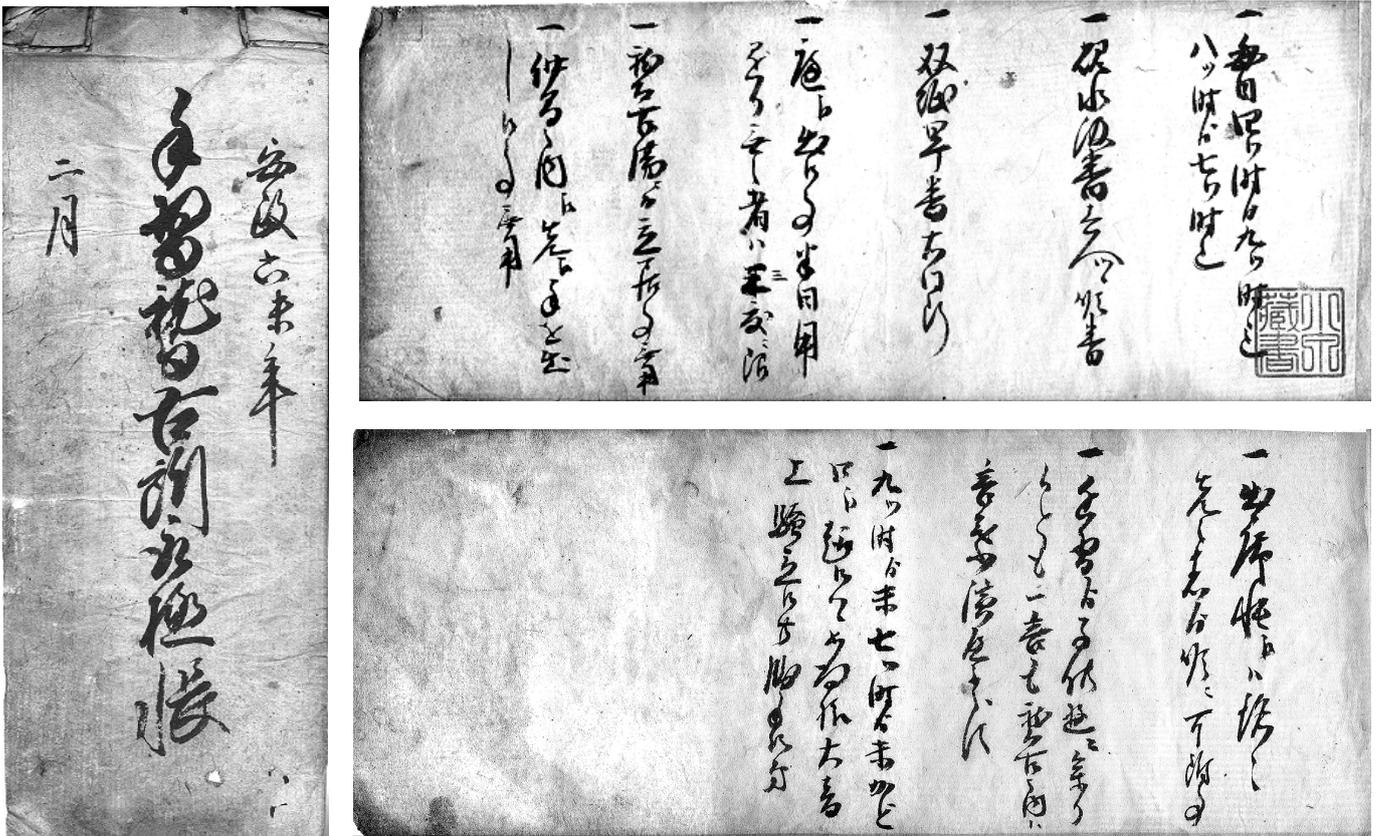


●写真を見て、①～⑤の空欄を埋めてみましょう。

寺子教訓書(正徳4年)	通俗教訓往来(寛政12年)
てらこきょうくんしよ 寺子教訓書 *ルビ以外原文通り	きょうくんのうらい 教訓往来 *ルビ以外原文通り
そもそもしよつのみちは にんげんばんようをたつするのこんげんなり 抑書筆之道者、人間達万用之根元也。	そもそも 抑 ① 者、人間万用を達す根元也。
むひつのともがらは ちゆうじやのなをえて ぼくせき・ちくるいにことならず 無筆之輩者、得盲者之名、木石・畜類不異。	よつて 依而无筆之輩は、終に ② の名を得て、木石に異ならず。
いつしやうのくしみ ろうごのくやみ なにをもつてこれにたとうべきや 一生之苦、老後之悔、以何可喻之哉。	一生の ③ 、老後の悔、何を以て是を ④ べきや。
このゆえ だいいち ようしより きせんにかぎらず 此故、第一、從幼少、不限貴賤	此故、第一、幼少の時より、貴賤に限らず
てならうこと むべなるかな 手習事、宜哉。	手習を ⑤ べき事、宜る哉。

寺子屋規則『^{てならいけいこじよとりきめちよう}手習稽古所取極帳』 *安政6年(1859)2月制定

■『手習稽古取極帳』の表紙と、冒頭部(上:第1~6条)と末尾(下:第12~14条)



本書の作者や使用地域は不明で、表紙とも5枚、うち1枚半(3頁)にわたり次の14カ条を記す(以下、現代語訳)。

- ① 一、毎日午前10~12時、午後2~4時に稽古
- ② 一、硯の水汲み当番は一人ずつ順番
- ③ 一、双紙早番(練習で濡れた双紙を乾かす順序か)も同様
- ④ 一、特別な用事がない限り、庭に出るのは半日に3回限り
- ⑤ 一、稽古場で立つことを禁ずる
- ⑥ 一、仲間への手出しを禁ずる
- ⑦ 一、自分の課題(習字)が終わっても、兄弟子が休憩するまでは立つてはならない
- ⑧ 一、清書の時は、水加減を兄弟子に見てもらい、指示の通り墨を擦る
- ⑨ 一、机に向かったら余計な事を話さない
- ⑩ 一、表玄関や庭からの稽古場入室を禁ずる
- ⑪ 一、訪問客にはきちんと挨拶し、客が帰る時も挨拶をする
- ⑫ 一、出席帳は登校順に記入する
- ⑬ 一、近所の子が遊びに来ても、稽古中は私語をしてはならない
- ⑭ 一、正午から午後2時、また、午後四時以降は寺子屋門前でどれほど大騒ぎしても構わない
(2頁余白)

右の条々を必ず守ること。もし背いたら、座敷へ閉じこめ、手習双紙10巻を半日みっちり練習させる。

往来物に描かれた寺子屋風景

* 寺子屋の漢字表記 → 寺小屋・訓蒙屋・手習戸・指南屋・手習寺・嚮屋・筆学林など

